## 『介護予防・日常生活支援総合事業』がはじまりました ①

## 65歳以上の方が利用できる「新総合事業」のご案内

高齢者が住みなれた地域で元気に暮らし続け、要介護状態になることを予防するため、介護保険制度に「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、新総合事業)が創設され、介護予防サービスの一部が町独自の事業に移行し、町では1月からこの事業を開始しました。



## ・ 「新総合事業」の内容

要支援 1・2 の方が利用する介護予防サービスのうち「訪問介護(ホームヘルプ)・通所介護(ディサービス)」が、「新総合事業」に移行します。それ以外の訪問看護や福祉用具貸与、ショートステイなどは今までどおりの利用となります。

- ※ 利用方法やサービス内容に大きな変更はありません。 現在、要支援1・2の方には要支援認定更新時にご案内します。また新たに利用を希望する方は下記までご相談ください。
- 1. 「訪問介護・通所介護」のみを利用する場合の手続きが簡単になります。 「基本チェックリスト」に回答して、サービス対象者(注1)となる場合には、要支援の認定を受ける必要がなくなります。

(注1)サービス対象者:要介護認定を受けていない方で、運動機能や日常生活行動、物忘れ や閉じこもりなどの生活機能が低下している方が対象となります。 (基本チェックリストで判定します。)

2. 一般介護予防事業として、65歳以上の方すべてが利用できる地域サービス(ヘルスアップ や各地区開催の運動教室、講演会など)の利用ができます。 各地区開催の運動教室は、町内全地域で実施するものではありません。 詳しくは問い合わせください。



地域づくりモデル事業「菖蒲谷元気が~い」の様子

町では、介護予防を推進することにより健康寿命を延ばすことを目指し、「住民主体の地域づくり」講演会を下記のとおり開催します。ぜひ参加ください。

日程: 3月10日 金午前10時から 会場: 勤労青少年ホーム (小ホール)

●健康福祉課 高齢福祉担当/地域包括支援センター☎ 72-6934 /☎ 72-2128